

章	項目	特記事項				
1	工事項目（電気設備工事）○印を付したもの					
電 氣 設 備 共 通 事 項	工事項目 ・ 1 電灯設備 ・ 2 動力設備 ・ 3 電熱設備 ・ 4 雷保護設備 ・ 5 受変電設備 ・ 6 電力貯蔵設備 ・ 7 発電設備 ・ 8 構内情報通信網設備 ・ 9 構内交換設備 ・ 10 情報表示設備 ・ 11 映像・音響設備 ・ 12 批声設備 ・ 13 誘導支援設備 ・ 14 テレビ共同受信設備 ・ 15 監視カメラ設備 ・ 16 駐車場管制設備 ・ 17 防犯・入退室管理設備 ・ 18 火災報知設備 ・ 19 中央監視制御設備 ・ 20 構内配電線路 ・ 21 構内通信線路 ・ 22 テレビ電波障害防除設備 ・ 23 敷去工事 ・ 24 ・ 25 ・ 26	建物種別及び屋外 1 2 3 4 屋外				
	工事項目の分類は、公共建築工事内訳書標準式(設備工事編)(平成30年版)を標準とする。					
	項目	特記事項				
○ 1 機器等の配置	設計図において機器の配置は、数量及び関係位置を示したものであり、正確な位置はさらに打合せを必要とする。					
○ 2 機材	本工事に使用する設備機材等は、設計図書に規定するもの又は同等以上のものとする。 ただし、同等以上のものとする場合は、監督員の承諾を受ける。 〔県：第1編1.5.1〕 〔県：第4編1.2.1〕					
○ 3 機材、施工の試験	共通仕様書の各項の試験による。 〔県：第1編1.5.3〕					
○ 4 関連法規等	電気設備技術基準、同基準解釈、その他の関係法規及び電力会社、電気通信事業者（NTT等）の内規を厳守して完全に施工する。					
○ 5 耐震施工	(1) 耐震施工は、「福島県建築設備耐震・対津波計画指針（福島県土木部制定）」、及び、「建築設備耐震設計・施工指針（～財日本建築センター）」による。 (2) 本工事施設の耐震安全性の分類は下記による。 ・ 特定の施設（・甲類1 ・ 甲類2 ・ 乙類1 ・ 乙類2 ） ・ 一般的施設（その他） (3) 設備機器の設計用標準水平震度（Ks）は、下表による。	〔県：第4編1.3.1〕				
	耐震安全性的分類					
設置場所	特定の施設 甲類1.2及び乙類1.2 重要機器 耐震クラスS	一般の施設 その他 耐震クラスA				
上層階、屋上及び塔屋	2.0	1.5	1.0			
中間階	1.5	1.0	0.6			
1階及び地下階	1.0 (1.5)	0.6 (1.0)	0.4 (0.6)			
注）（ ）内の値は地階および1階（あるいは地表）に設置する水槽の場合に適用する						
	※ 上層階の定義は次による					
	建物階数 2~6階建 7~9階建	上層階 10~12階建 上層2階	建物階数 上層3階 13階建	上層階 上層4階		
【重要機器】	電盤 ・発電装置 ・交換機 ・直流通電源装置 ・中央監視装置	重要機器 ・受変電設備 ・自動火災報知受信機 ・交流無停電源装置(UPS) ・太陽光発電設備	重要機器 ・耐震クラスA	耐震クラスB		
	(4) 計算用鉛直地盤力	計算用水平地盤力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。				
	(5) 軽量機器等の耐震施工	上記以外の100kg以下の軽量な機器の据付け、取付けについては、取付下地を入念に施工、確認し、機器メーカーの指定する方法で確実に取付け、据付けを行なう等に留意する。				
	(6) 建物への配管引込部の耐震処理は	[標準図-電力31-33] （・FEP方式 ・地中着方式）とする。				
	(7) エキスパンションジョイント部の配線は、標準図により配線する。	[標準図-電力34] 電線管端部にはブルボックスを設ける。				
○ 6 工事用電力、水、その他	本工事に必要な工事用電力、水などの費用及び官公庁への手続きなどの費用は、受注者の負担とする。					
○ 7 埋戻し土	土中埋設配管の埋戻し土 ※ 根切り土中の良質土 ※ 山砂	（第1編 2.2.1） 配管保護部の埋戻し土				
○ 8 試運転調整	(1) 試運転に係る費用は、受注者の負担とする。 (2) 各機器の個別試験後に下記の総合調整を行い、機能確認報告書を監督員に提出する。 ・ 照明装置 ・ 受変電設備 ・ 構内交換設備 ・ 構内情報通信網設備 ・ 太陽光発電設備					
○ 9 運転燃料	納入する（種別 kg）					
○ 10 配管工事	(1) 特に指示なき電線管はねじなし電線管を使用し、PF管は一重管とする。 (2) 埋込型分電盤からの立ち上がり予備配管は、予備の配線用遮断器4個以下の場合(PF22)を1本、5個以上の場合(PF22)を2本程度天井まで立ち上げる。 (3) 予備配管には、1.2mm以上のビニール被覆鉄線を入線する。	(第2編 1.2.2)				
○ 11 支持金物・固定金具	(1) 屋外機器及び屋外配管に使用する吊り金物、支持金物、固定金物類 ・ ステンレス製(SUS304) ・ 溶融亜鉛めっき(HDZ35以上で配管等の仕様と整合) (2) 屋外機器のアンカーボルトキャップ/樹脂製を取り付け。 (3) 振動を伴う機器の固定金具のナットは、ダブルナットとする。 (4) ピット内等多温箇所の吊り金物、支持金物、固定金物類 ・ 溶融亜鉛めっき ・ 電気亜鉛めっき製	・ ステンレス製				
	福島県〇〇建設事務所建築住宅課 電話〇〇〇-〇〇〇〇 FAX〇〇〇-〇〇〇〇 住所〇〇市×町△△△-1-1	建築士事務所名			工事名称	
	設計年:令和〇〇年〇〇月	設計者氏名	印		図面名称	電気設備工事特記仕様書(1)
						図面番号

2	1 雷保護設備	(1) 建物等の雷保護設備 ・設ける ※ 雷保護設備については、現場施工前に本工事、別途工事を含めた施工図による検証を行い、設計図に基づく雷保護設備で保護できない場合は、監督員と協議すること。	5 施工条件	1 工程関係 ※ 調整無し ・別途工事との工程調整が必要有り 調整項目 ・資材等の流用 ・施工順序の調整 2 施工時期 施工時間 施工方法 工事を施工しない日 工事を施工しない時間帯 3 他機関との協議 協議が必要な機関名 協議完了見込み時期 4 工事用地 下記以外は図示等による。 (1) 工事車両の駐車場 (2) 資材置き場 (3) 建設発生土(埋戻し、盛り土用)の仮置場所 5 公害対策 ※ 施工方法の制限無し ・施工方法の制限有り ・騒音 ・振動 ・水質 ・粉じん ・排出ガス ・その他 ・指定工法名 ・別途協議による ・図示による ・事業損失防止に関する調査 ・騒音測定 ・振動測定 ・水質調査 ・近隣家屋の事前・事後調査 ・地盤沈下測定 6 安全対策 ・近接公共施設等に対する制限 ・近接公共施設名等 ・鉄道 ・電気 ・ガス ・水道 ・電話 ・その他 ・制限を受ける工種 7 その他 ※ 敷地内は禁煙とし、喫煙場所は別途協議による。 ※ 当該工事現場を使用した技術研修会の開催に関する依頼を受けた場合はこれに協力するものとする。	5 施工条件	工事区分 別表一の記入上の注意:「※を基本とし、他の登録工種が適用する場合には、○に変え、※を、に変えること。 また、空欄を適用する場合には○を記入し、※を、に変えること。」 別表一 設備工事との工事区分表	工事内容	建築工事	電気設備工事	機械設備工事	その他										
3	1 資材調達	次の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合は、事前に監督員と協議するものとする。また、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類(実際の取引伝票等)を監督員に提出するものとし、その費用について設計変更の対象とする。	6 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に係る費用	1 内容 1 本工事は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策のため、下記対策に要した費用について、実績変更の対象とする。 (1)共通費 1)労働者宿舎における密集を避けるための近隣宿泊施設の宿泊費・交通費 2)現場事務所や労働者宿舎等の拠張費用・借地料 3)その他感染拡大防止のために必要と認められる対策に係る費用 (2)現場管理費 1)現場從事者のマスク、インカム、シールドヘッズ等の購入・リース費用 2)現場に配備する消毒液、赤外線体温計等の購入・リース費用 3)遠隔隔離やテレビ会議等のための機器リース費・通信費 4)その他感染拡大防止のために必要と認められる対策に係る費用 2 施工計画書 2 受注者は、上記1の対策を実施する場合は、施工計画書に記載すること。 また、上記1の対策に要した費用について、実績変更を希望する場合は、その旨を実績額の提出に先立ち、工事打合せ簿により監督員と協議すること。 3 協議 3 受注者は、上記1の対策に要した費用について「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策費用実績報告書(様式1)」及び実際に支払った全ての証明書類(領収書(原本)、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書などを)を監督員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。 なお、様式1の記載にあたっては以下の事項に留意すること。 (1)現場事務所の拡張費用・借地料については、平時ににおける現場事務所設置費用との差額を記載するものとし、平時ににおける現場事務所設置に要する費用の見積書を添付すること。 (2)労働者宿舎の拡張費用・借地料について「東日本大震災の復旧・復興事業等における労働者宿舎設置に関する試行要領」に基づき労働者宿舎を設置している場合は、拡張に係る費用のみを計上するものとする。労働者宿舎の設置を予定している場合は、感染拡大防止対策を考慮した宿舎設置費用について試行要領に基づき間接費の変更を行ふものとし、感染拡大防止対策に係る費用としての計上は行わない。 4 虚偽の申告 4 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び入札参加資格制限等の措置を行う場合がある。 5 準備期間確保工事	7 特別措置に基づく市場単価の補正	1 内容 ※ 本工事は、新型コロナウイルス感染症の影響下であることを踏まえ、賃金の押しつけをできる限り取り除くために市場単価及び補正市場単価の補正をする。 2 基準 ※ 令和4年度の公共工事設計労務単価における特別措置を踏まえた建築関係工事に適用する市場単価の運用について	工事区分 別表一の記入上の注意:「※を基本とし、他の登録工種が適用する場合には、○に変え、※を、に変えること。 また、空欄を適用する場合には○を記入し、※を、に変えること。」 別表一 設備工事との工事区分表	工事内容	建築工事	電気設備工事	機械設備工事	その他									
4	1 準備期間確保工事	準備期間確保工事における事務処理要領 この工事は準備期間確保工事であり、受注者は契約締結日から準備期間(〇〇日間)内に着工日を任意に設定できる。なお、契約の締結までに別紙様式により、着工日(工事の始期)を通知すること。また、契約締結後に、受注者の準備が整った場合は、協議のうえ、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。	6 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に係る費用	1 内容 1 本工事は、新型コロナウイルス感染症の影響下であることを踏まえ、賃金の押しつけをできる限り取り除くために市場単価及び補正市場単価の補正をする。 2 基準 ※ 令和4年度の公共工事設計労務単価における特別措置を踏まえた建築関係工事に適用する市場単価の運用について	工事区分 別表一の記入上の注意:「※を基本とし、他の登録工種が適用する場合には、○に変え、※を、に変えること。 また、空欄を適用する場合には○を記入し、※を、に変えること。」 別表一 設備工事との工事区分表	工事内容	建築工事	電気設備工事	機械設備工事	その他											
準備期間確保工事・フレックス工事	2 フレックス工事	フレックス工事試行要領 この工事はフレックス工事であり、受注者は発注者が示した工期までの間で、工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、契約の締結までに別紙様式により、工事の始期及び終期を通知すること。	7 特別措置に基づく市場単価の補正	1 内容 ※ 本工事は、新型コロナウイルス感染症の影響下であることを踏まえ、賃金の押しつけをできる限り取り除くために市場単価及び補正市場単価の補正をする。	工事区分 別表一の記入上の注意:「※を基本とし、他の登録工種が適用する場合には、○に変え、※を、に変えること。 また、空欄を適用する場合には○を記入し、※を、に変えること。」 別表一 設備工事との工事区分表	工事内容	建築工事	電気設備工事	機械設備工事	その他											
準備期間確保工事・フレックス工事	3 着工届の提出	着工届は、着工後速やかに提出すること。																			
	4 コリンズの登録	受注時の「コリンズ登録」は、着工後に監督員の確認を受け、着工後、速やかに登録機関に登録申請しなければならない。																			
	5 福島県元請・下請関係適正化指導要綱関係	施工体制台帳については、福島県元請・下請関係適正化指導要綱第10に基づき、提出すること。																			
	6 その他	準備期間内は、主任技術者又は監理技術者の配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行なうことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行なへてはならない。なお、準備期間内に行なう準備は受注者の責任により行なうものとする。(準備期間確保工事) 工事の始期までの着工猶予期間は、主任技術者又は監理技術者の配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行なうことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行なへてはならない。なお、着工猶予期間中に行なう準備は受注者の責任により行なうものとする。(フレックス工事)																			

8 現場環境改善 (快適トイレの設置)	<p>・ 1 内容</p> <p>① 受注者は、現場環境改善の一環として、工事場所毎に設置するトイレのうち男女別に1基ずつ以下の(1)～(11)の仕様をすべて満たす快適トイレを設置することとする。ただし、快適トイレの設置が困難な場合は監督員と協議する。 (12)～(17)の仕様については、満たしていればより快適に出来ると思われる項目であり、必須ではない。</p> <p>【快適トイレに求める標準仕様(全項目必須)】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 洋式便座 (2) 水洗機能(簡易水洗、屎尿処理装置付き含む) (3) 臭い遮断防止機能(フランバー機能) (必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策を取ること) (4) 容易に開かない施錠機能(二重ロック等) (二重ロックの備えがないと容易に開かないことを製造者が説明できるもの) (5) 照明設備(電源がなくても良いもの) (6) 衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場設備機能(耐荷重5kg以上) <p>【快適トイレとして活用するために備える付属品(全項目必須)】</p> <ul style="list-style-type: none"> (7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示 (8) 入口の目隠しの設置(男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等) (9) サニタリーボックス(女性専用トイレに必ず設置) (10) 鏡付きの洗面台 (11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品 <p>【推奨する仕様、付属品(任意)】</p> <ul style="list-style-type: none"> (12) 室内寸法900mm×900mm以上(面積A=0.81m²以上ではない。幅・奥行き各900mm以上) (13) 振音装置(機能を含む) (14) 着替え台 (15) 臭気対策機能の多重化 (16) 窓などの室内温度の調整が可能な設備 (17) 小物置き場等(トレイツベーパー予備置き場等) <p>② 受注者は、快適トイレの設置にあたっては、①の内容を満たす参考見積書(標準仕様、付属品の内訳を明示したもの)を添付し、規格・基準等の詳細について監督員と協議の上決定し、快適トイレ仕様チェックシート及び資料等(カタログなど)を施工計画書提出に合わせ提出する。</p> <p>③ 現場事務所等の屋内に設けるトイレには適用しない。</p> <p>快適トイレに要する費用については、当初契約時は計上していない。 月額の支出実態がわかる資料により、監督員と協議の上、51,000円/基・月を上限とし、設計変更の対象とする。 ただし、運搬費・設置費等は対象外とい、従来品相当額(10,000円/基・月)は差し引くものとする。 なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ合計2基までとする。</p>			
9 再生資源利用 (促進)計画	<p>・ 1 再生資源利用計画書</p> <p>受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画書を作成し、施工計画書に含め監督員に写しを提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならぬ。</p> <p>・ 2 再生資源利用促進計画書</p> <p>受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画書を作成し、施工計画書に含め監督員に写しを提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。</p>			
 福島県建築関係工事特記仕様書	<p>福島県〇〇建設事務所建築住宅課 電話〇〇〇-〇〇〇〇 FAX〇〇〇-〇〇〇〇 住所〇〇市××町△△△1-1</p> <p>設計年:令和〇〇年〇〇月</p>	<p>建築士事務所名</p> <p>設計者氏名</p>	<p>工事名称</p> <p>印</p>	<p>図面名称</p> <p>電気設備工事特記仕様書(3)</p> <p>図面番号</p>